

## 戸田ボートレース企業団最低制限価格等の設定に関する事務取扱要綱

令和4年4月1日企業長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、戸田ボートレース企業団が締結する契約の予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務の取扱いについて、戸田ボートレース企業団契約規程(平成31年訓令第7号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 予定価格 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項の規定により定める価格をいい、取引に係る消費税及び地方消費税の額を含むものをいう。
- (2) 最低制限価格 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10第2項(令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により定める価格をいい、取引に係る消費税及び地方消費税の額を含むものをいう。
- (3) 調査基準価格 令第167条の10第1項(令第167条の13において準用する場合を含む。)又は令第167条の10の2第2項(令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを判断するための基準となる価格をいい、取引に係る消費税及び地方消費税の額を含むものをいう。
- (4) 最低制限価格等 最低制限価格及び調査基準価格をいう。

(予定価格設定の適用対象外)

第3条 光熱水費の契約及び物品購入等に係る単価を主目的とする基本的な事項を定めるに過ぎない契約は、予定価格の設定の適用対象外とする。ただし、特定規模電気事業者(新電力、PPS)からの電力供給契約は除く。

(予定価格及び最低制限価格等の決定者)

第4条 企業長は、1件の見積金額が2,500万円未満の全ての契約について、戸田ボートレース企業団契約規程第8条の規定にかかわらず企業長が指定した者に行わせることができる。

2 企業長は、前項に定めるもののほか、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(予定価格調書の作成)

第5条 予定価格の決定者は、入札及び随意契約の際に予定価格調書を作成するものとする。ただし、令第167条の2第1項各号の規定による随意契約の

場合は、予定価格調書の作成を省略することができる。

- 2 前項ただし書の規定により予定価格調書の作成を省略した場合の予定価格は、当該契約に係る起案書に付するものとする。

(最低制限価格等の設定対象)

第6条 最低制限価格等の設定対象は、設計額が200万円を超える建設工事及び建設工事に係る設計、調査及び測量業務委託の入札とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、設計額が100万円を超える次に掲げる業務委託の入札において、最低制限価格を設定することができる。

- (1) 建物管理等業務
- (2) 警備業務
- (3) 清掃業務
- (4) 電算業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、企業長が必要と認める業務

(最低制限価格等の設定)

第7条 最低制限価格等は、次に定める計算式により算出する。

- (1) 建設工事の入札については、予定価格算出の基礎となった次に掲げるアからエの合計額の千円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2(上限値)を乗じて得た額を超える場合にあつては予定価格に10分の9.2(上限値)を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5(下限値)を乗じて得た額に満たない場合にあつては予定価格に10分の7.5(下限値)を乗じて得た額とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額(円未満切捨て)

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額(円未満切捨て)

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額(円未満切捨て)

エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額(円未満切捨て)

- (2) 建設工事に係る設計、調査及び測量業務委託の入札については、別表に掲げる業種区分ごとに予定価格算出の基礎となった同表に掲げる①から④の合計額の千円未満の端数を切り捨てた額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が次のアからエに掲げる場合においては、当該アからエに定める額とする。

ア 測量業務において、算出した最低制限価格等が予定価格に10分の8.2(上限値)を乗じて得た額を超える場合においては、予定価格に10分の8.2(上限値)を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6(下限値)を乗じて得た額に満たない場合においては、予定価格に10分の6(下限値)を乗じて得た額とする。

イ 建築関係の建設コンサルタント業務において、算出した最低制限価格等が予定価格に10分の8.1（上限値）を乗じて得た額を超える場合においては、予定価格に10分の8.1（上限値）を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6（下限値）を乗じて得た額に満たない場合においては、予定価格に10分の6（下限値）を乗じて得た額とする。

(3) 前号の規定により難い建設工事に係る設計、調査及び測量業務委託の入札及び設計額が50万円を超える前条第2項各号に掲げる業務委託の入札については、入札書に輸入、又は記載された金額のうち予定価格に110分の100を乗じて得た額以下の全ての入札の平均額の千円未満の端数を切り捨てた額に10分の8を乗じて得た額に、100分の110を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、企業長が必要と認めるときは、契約ごとに企業長が定める額とすることができる。

3 第1項第1号ただし書及び同項第2号ただし書の規定により上限値を用いて最低制限価格等を算出する場合は、予定価格に上限値及び110分の100を乗じて得た額の千円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

4 第1項第1号ただし書及び同項第2号ただし書の規定により下限値を用いて最低制限価格等を算出する場合は、予定価格に下限値及び110分の100を乗じて得た額の千円未満の端数を切り上げた額に100分の110を乗じて得た額とする。

（入札参加者への周知）

第8条 入札に当たっては、入札告示、入札説明書又は指名通知書に最低制限価格等を設けた旨を記載するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この要綱は、企業長決裁の日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の日の前日までに告示又は指名通知したものについては、なお従前の例による。

別紙（第7条第1項第2号関係）

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	
建設関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

※ ①から④の額は一円未満を切り捨てる。

※ 複数の業種を一括して発注する場合の第7条第1項第2号「合計額」は、それぞれの業務の業種区分の①から④を一括合計した金額とする。

※ 複数の業種を一括して発注する場合の第7条第1項第2号ただし書の規定は、設計額が最も大きい主たる業種に係る規定を適用する。